## 評価要領

企画審査は、別紙評価表に示す評価基準により、次のとおり評価するものとする。

## <評価項目>

- 1 基準点は、評価項目の内容を満たしている場合に、基準点欄に記載している得点をそのまま 付与する。なお、評価項目の内容を満たしていない項目が1ヶ所でもあった場合は、評価全体 として不合格となり、契約予定者となることができない。
- 2 加点は、評価項目の内容を満たしたうえで、さらに特筆すべき提案がある場合に基準点に加えて得点を付与する。ただし、加点欄が「-」となっているものは基準点のみを付与する。また、基準点欄が「-」となっているものは、評価すべき項目があった場合にのみ加点を行う。
- 3 加点は以下により得点を付与する。
  - ① 提案に具体性があり、より良いサービスを期待できる場合
- · · · 加算(小)
- ② ①以上に提案が斬新であり、かつ、利用者の満足度の向上が期待できる場合
  - · · · 加点(中)
- ③ ②以上に申し分のない提案であり、更なる利用者の満足度の向上が期待できる場合
  - · · · 加点 (大)

## <全体評価>

- 4 契約予定者の決定は以下により行う。
- (1) 評価項目ごとに基準点に加点を加えた得点をその評価項目の合計得点とする。
- (2)全ての評価項目の合計得点を合算し、提案者の中で最も高い点数を得たものを第1番目の契約予定者とする。